

2024年 9月 4日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東北電力株式会社
執行役員 原子力本部
原子力部長 青木 宏昭

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の適用について（連絡）

弊社より2023年11月30日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」において、添付資料に示す箇所につきまして女川原子力発電所原子炉施設保安規定 附則（令和5年2月15日 原規規発第2302152号）の運用開始に伴い、2024年9月3日から適用を開始しましたのでご連絡いたします。

以上

添付資料

- ・女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の適用箇所一覧表（女川原子力発電所2号機に適用）

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の適用箇所一覧表
(女川原子力発電所2号機に適用)

該当ページ	対象箇所	適用内容
Ⅱ－１６	別図２－１２－２ 発電所内の緊急時対策所と応急処置施設等	女川２号機の新規制基準に係る適用開始
Ⅱ－１９	別図２－１４－２ シビアアクシデント対策等に関する主な資機材	
Ⅱ－２３～Ⅱ－５２	別表２－１～別表２－３	EALの適用開始
Ⅱ－５４	別表２－４－２ 原子力防災要員の職務と配置	女川２号機の新規制基準に係る適用開始
Ⅱ－５８，Ⅱ－５９	別表２－６－２ 原子力防災資機材（１／２），（２／２）	
Ⅱ－６３～Ⅱ－６８	別表２－７－２ 原子力防災資機材以外の資機材（１／６）～（６／６）	
Ⅱ－７４～Ⅱ－７６	別表２－１０－２ 原子力災害対策活動で使用する施設（１／３）～（３／３）	
Ⅱ－９２，Ⅱ－９３	別表６－２ 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（１／２），（２／２）	
Ⅱ－９４	（参考）原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧	EALの適用開始

なお、上記の適用に伴い、以下の頁は適用外とする。

『Ⅱ－１５，Ⅱ－１８，Ⅱ－５３，Ⅱ－５６，Ⅱ－５７，Ⅱ－６０，Ⅱ－６１，
Ⅱ－６２，Ⅱ－７１，Ⅱ－７２，Ⅱ－７３，Ⅱ－９１』